

高額介護サービス費受領委任払について

平素は、本市の介護保険制度の運営にご協力いただきありがとうございます。標題について本市では下記のとおり事務の取扱いをさせていただきます。今後とも、ご協力をお願いいたします。

記

1. 受領委任払の対象となる被保険者

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- ① 同一世帯に入所・入院者本人を含め2人以上の要介護・要支援認定者(申請中も含む)がないこと。
- ② 上限額を超える利用者負担があること。
- ③ 施設サービスに係る他の公費負担の対象となっていないこと。
- ④ 前月より引き続いて翌月以降も入所・入院予定であること。
- ⑤ 大阪府下の介護保険施設に入所・入院していること。
- ⑥ 給付制限を受けていないこと。

2. 受領委任払の開始について

受領委任払の対象期間は施設入所・入院日の属する月の翌月からです。入所・入院日の翌月10日までに申請書を提出してください。また、継続して入所・入院されている方が受領委任払を希望される場合、開始希望月の10日までに申請してください。10日を過ぎて申請があったときは、その翌月からの開始となります。

例：10月1日～31日の間に入所された場合、受領委任払の対象期間は11月からです。11月10日までにご申請いただければ、11月開始分として取り扱います。

なお、受領委任払の決定通知は開始月の25日ごろ、利用者宛てで施設に送付しますので、ご本人またはご家族にお渡しください。施設には、退所・退院の連絡用リストとともに、その月に受領委任払の対象となる方の一覧を送付します。

3. 変更事由の届け出等

受領委任払の対象となっている被保険者について、被保険者本人及び被保険者の属する世帯の他の世帯員の転出・転入、死亡等による世帯の変動あるいは本人以外の世帯員の要介護認定の申請等、高額介護サービス費の額が変更される可能性のある事由について、その事実を知ったときは、枚方市に届け出てください。

すでに支給した高額介護サービス費について、前述の事由等により、受領した額の範囲において、枚方市に返還していただく場合があります。

裏面もご覧ください。

#### 4. 受領委任払の終了について

受領委任払の受任者となっている施設には、毎月 25 日ごろ、その月の受領委任払対象被保険者の一覧を送付します。その月に退所・退院された方を、翌月の 5 日までに、必ずご連絡下さいますようご協力をお願いします。（退院には医療病床への転床を含みます。）

対象者が退所・退院された場合、その前月末をもって受領委任払は終了します。（退所・退院月は受領委任払の対象となりません。）再入所等により再び受領委任払を希望される場合は、改めて申請が必要です。

また、対象者の退所・退院のほか、入所・入院中の対象者について、1.の受領委任払の対象要件を満たさなくなったときは、その前月末をもって受領委任払の承認を取り消します。

なお、毎年 8 月に本人負担上限額が見直されるため、7 月 31 日をもって、すべての対象者の受領委任払を終了します。引き続き受領委任払を希望される場合は更新の申請が必要となりますので、利用者へのご案内、ご協力をお願いいたします。

#### 5. 高額介護サービス費の償還払いについて

受領委任払は入所・入院月、退所・退院月については対象になりませんが、利用料が利用者上限負担額を超えると、その場合、高額介護サービス費は償還払いでの支給となります。償還払いの対象となる場合は、後日、利用者宛てに案内を送付致します。受領委任払いの対象とならない利用者（入所・入院月、退所・退院月のため対象とならない方を含む）に制度の案内をお願いいたします。

#### 6. 特定入所者介護サービス費について

介護保険施設に入所・入院した被保険者の属する世帯が市民税非課税世帯等の場合は、申請により、介護保険負担限度額認定証が交付されます。入所・入院中の介護保険施設での食費・居住費について認定証に記載されている金額に基づき減額を受けることができます。減額を受けるためには介護保険施設への認定証の提示が必要です。入所・入院される利用者に制度の案内をお願いいたします。

問い合わせ

枚方市 介護保険課 給付担当

電話 072-841-1460(直通)